16. はなみずき会会則

(名 称)

第1条 本会は、はなみずき会(以下「本会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、「エステート落合5-8団地管理組合」(以下「管理組合」と略称)が管理する地域 およびその周辺の緑化や緑の環境維持などについて、管理組合の意向に沿って、会員間の親睦と交 流を図りつつ、自主的に活動することを目的とする。

(活動)

第3条 前条に定める活動は、会員の合意の下に、会員並びに住民の安全と住環境に十分配慮しつつ、 適宜行うこととする。

(代表)

第4条 本会に代表を置く。

2 各年度管理組合理事会における担当理事が本会代表となる。

(運 営)

- 第5条 本会の運営は、管理組合理事会と協議の上で、会員の総意に基づいて行われる。
- 2 本会は、その運営を円滑に行うために、適宜会員集会を開催する。
- 3 会員集会は、代表が召集する。
- 4 本会の運営に必要な費用は、管理組合予算をもってこれに充てる。
- 5 本会の運営を円滑に行うために、世話役等の必要な係を置くことができる。

(会員)

- 第6条 エステート落合5-8団地の居住者であれば、誰でも本会に入会することができる。
- 2 入会を希望する者、退会を希望する者は、その意思を本会代表者あるいは管理組合理事に申し出ることとする。

(その他)

- 第7条 この会則は、平成20年5月11日をもって発効する。
- **第8条** この会則にない事項および会則の改正にかかわる事項については、会員の合意に基づき、管理組合理事会と協議の上で、決定するものとする。

附 則

この会則は、2024(令和6)年10月14日から施行する。

(2008 [平成 20] 年 5月11日 制定) (2024 [令和 6] 年10月13日 改正)